

板橋区立郷土資料館資料収集要綱

(平成28年3月25日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立郷土資料館（以下「館」という。）における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「収集」とは、資料の購入若しくは複製又は寄贈若しくは寄託を受けることをいう。

(収集の基準)

第3条 収集する資料は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 板橋に関する考古・歴史・民俗等の資料。
- (2) 板橋の歴史の変遷を知るうえで特に必要と認められるもの。
- (3) 所蔵資料の充実を図るうえで特に必要と認められるもの。
- (4) 前各号に掲げる以外に、将来、これに相当するか、又は準ずるものとして東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたもの。

(収集する種類)

第4条 収集する資料の種類は、おおむね次に掲げる範囲とする。

- (1) 古文書・古書・書・絵図・農具・民具・工芸品・骨董・写真・映像。
- (2) 前号に規定する資料に関する補助資料。

(購入手続)

第5条 資料購入にあたっては、館長、副館長及び学芸員の3者が協議し合意したものについて購入資料調書を作成し、所管課長の承認を得ること。

(感謝の意)

第6条 教育委員会は、資料を寄贈した者に対して、教育委員会名の感謝状を贈呈することができる。

(寄託期間の起算日)

第7条 東京都板橋区立郷土資料館条例施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項本文に規定する寄託期間の起算日は、寄託を受けた日が1月1日から6月30日までであるときは、1月1日とし、7月1日から12月31日までであるときは、7月1日とする。

(寄託資料の返還)

第8条 教育委員会は、寄託期間満了の日の1月前までに寄託者にその旨を通知し返還するものとする。

(期間の更新)

第9条 前条の規定に基づく教育委員会の通知に対し、受託期間満了の日までに受託者から期間更新の申し出があったとき、教育委員会は、これを承認することができる。

2 前項の規定により、受託期間の更新があったときは、教育委員会は、受託証書の書き換えをするものとする。

(受託資料の修理)

第 10 条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、寄託者の同意を得て受託品の修理をすることができる。

(賠償責任)

第 11 条 規則第9条に規定する以外の原因で受託資料を亡失、汚損、き損したときは、教育委員会は、寄託者に対して賠償の責を負うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

付則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。